

岩手県告示第200号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成28年3月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 船越南地区海岸改修工事並びに船越漁港海岸船越地区海岸改修工事（岩手県下閉伊郡山田町船越第4地割地内から同町船越第11地割地内まで）及びこれに伴う町道付替工事
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県下閉伊郡山田町船越第5地割地内
- 3 収用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 山田町役場